



桜ヶ丘延寿ホーム 入所のご案内

1. はじめに

桜ヶ丘延寿ホーム施設概要

定員 105名 / ショートステイ 11名

建物 4人居室（22部屋）、個室（28部屋）

対象 ご家族等での介護が困難で、介護保険制度による要介護認定が原則として要介護3～5と認定された方。

運営の基本理念

当ホームは昭和6年に東京都民生委員連合会の前身である東京方面委員が設立した法人であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「意志の尊重」の「三つの尊重」をサービスの基本理念としています。職員は利用者の個別的ニーズに合わせたサービスを行い、利用者の生活の質を高めるためのサービスを実施しています。また、「多摩市さくらが丘在宅サービスセンター」および「カーサさくらが丘」を併設し、認知症デイ、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅の事業を行い、また多摩市の受託事業として「多摩市東部地域包括支援センター」の事業を諏訪地区で実施し、地域に向けて種々のサービスを提供しています。



2. 桜ヶ丘延寿ホームへの入所をご希望される皆様へ

施設入所のお申込みは、希望される施設に直接手続きをしていただきます。

ご利用者やご家族が実際にご覧になり、担当者から直接説明を受けた上でのお申込みをお奨めします。

また、ホームでは施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護や、機能訓練、健康管理を行うことにより、ご利用者の方がその方の有する能力に応じて、安全で快適な日常生活が送れることを目指しております。

3. ご見学・パンフレット

施設のご見学について

事前連絡の上、日程を調整いたしますのでお気軽にお問い合わせください。

ご見学は平日の10時～16時としておりますが、ご都合がつかない場合はご相談ください。

お問い合わせ先

入所相談窓口 桜ヶ丘延寿ホーム 相談係
042-373-4768

パンフレットのお取り寄せについて

ご希望により「施設のパンフレット」や契約事項を記した

「重要事項説明書」をお渡しすることが出来ます。

郵送を希望される場合、180円切手を同封の上、

下記住所宛にお申込みください。

施設のホームページよりダウンロードすることも可能です。

〒206-0021

東京都多摩市連光寺 1-1-1

桜ヶ丘延寿ホーム 相談係



4. 入所に際しての留意事項

【契約書・重要事項説明書】

ご利用者とご家族が施設と利用契約を結びます。契約内容につきましては、ご説明をさせていただきます。

【ご面会】

ご面会の際は、事務所（1階）のカウンターで面会受付票の記入と面会者用名札の着用をお願いしております。また施設の感染症対策等にご協力をお願いする場合があります。面会時にはご確認ください。尚、飲酒後の面会や危険物の持込等、他の利用者に迷惑がかかる行為はご遠慮ください。

【外出・外泊】

外出や外泊はお申出により可能です。お薬の準備やお食事の手配が必要となるため、事前の連絡をお願いしております。また、外出・外泊簿へのご記入をお願いします。

【喫煙・飲酒】

全館禁煙のため喫煙はできません。飲酒は、ご利用者の健康管理上等によりご遠慮いただいております。予めご承知ください。

【居室・設備・器具の利用】

清潔で快適な生活が維持できるように整理整頓にご協力をお願いします。設備や器具の利用に関しては職員にご相談ください。尚、設備や器具を破損した場合は実費をご負担いただくことがございます。

【現金等の管理】

トラブルが生じることもありますので、原則として施設への現金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。お持ち込みの場合は、各自の責任の範囲内をお願いします。またご利用者同士の貸し借りはご遠慮ください。

【物品の保管】

居室の棚に収納できる範囲でお持込ください。持物には必ずお名前をご記入ください。

【健康管理】

夜間は、医師・看護師が勤務しておりませんので、体調のすぐれない時は早めに職員にお申し出ください。通院・入院に際しては、原則としてご家族のご協力をお願いしております。

【協力医療機関】

協力医療機関は下記の通りです。

入所前のかかりつけ医へ継続受診する事も可能ですが、その際の付き添いや送迎はご相談ください。

医療機関名	診療科目	所在地
桜ヶ丘記念病院	精神科・歯科	多摩市連光寺 1－1－1
稲城市立病院	内科他	稲城市大丸 1 1 7 1
中河原眼科	眼科	府中市住吉町 2－1 7－3 6
府中恵仁会病院	内科他	府中市住吉町 5－2 1－1
多摩丘陵病院	内科他	町田市下小山田町 1 4 9 1
佐々部医院	整形外科他	多摩市関戸 4－9－2

【入院時対応】

医療機関への入院加療が必要となった場合には、入院時の事務手続と入院期間中の対応はご家族にお願いしております。尚、入院中も法定費用の他、居室料の一部はご負担いただきます。3ヶ月以上の入院期間が見込まれる場合や、実際に3ヶ月を超えてしまう場合にはご相談ください。尚、入院中のベッドは、ショートステイ等で一時的に使用する場合があります。

【特別な医療対応】

経管栄養（鼻や胃部からの管による栄養）、カニューレ（呼吸を助けたり、薬を注入したりする為に体内にさしこむ管）、インシュリン注射、人工透析などが必要な場合はご相談ください。

【入所直前の身体状況】

入所検討委員会での検討対象となった際は、ご本人の現況把握と入所の意思確認をさせていただきます。病状については主治医の意見書により、入所し生活ができるかの検討を行います。他者に感染する可能性がある疾患を有している場合には、入所可能となった場合でも一旦保留とさせていただくことがございます。

【宗教活動・政治活動】

思想・信条は個人の自由ですが、他の利用者への布教や宣伝活動等のご遠慮ください。

【テレビ・ラジオ等】

テレビ、ラジオはお持込みが可能です。（電気代自己負担）。ご利用の際は、音量など同室者にご配慮ください。夜間や早朝はイヤフォンの使用をお願いしております（4人部屋の方は原則使用となります）。

【動物の飼育】

ホーム内へのペットの持込み及び個人的な動物の飼育はご遠慮ください。

【買い物・飲食物の管理】

個人的な買い物は個人の責任の範囲内でお願ひします。体調の都合により食事制限が必要な方もいらっしゃいますので、他のご利用者への飲食物の提供はお控えください。お持込の食品に関しては、食堂の冷蔵庫もご利用頂けますが、衛生管理上の理由（賞味期限切れ、腐食等）により、処分させていただく場合があります。またご家族様等に代わり職員が施設外への買いものを代行することもできますので、ご相談ください。その場合は手数料がかかります。

【相談ごと】

入所後の生活等についてご心配なことがありましたら、介護職員、生活相談員をはじめ、看護職員、機能訓練指導員、栄養士等のスタッフがお話をお伺ひしますので遠慮なくお申出ください。

5. 施設生活について

【食事】

朝 食： 7時30分～
昼 食： 12時00分～
おやつ： 15時00分～
夕 食： 18時00分～



原則、各階の食堂で召し上がっていただきます。(面会者との会食等、個別の相談に応じておりますのでお気軽にお申し出ください。)。献立は、栄養バランスはもちろんのこと、季節感を取り入れた変化のある食事を提供しております。嚥下困難な方には粥食・きざみ食・ミキサー食等を提供し、必要な方には療養食を個別に提供させていただきます。また選択食も実施しています。体調不良や外出等の理由により、時間に召し上がれない場合も、可能な範囲で対応させていただきますのでお申出ください。

【入浴】

週に2回身体状況に応じた方法で入浴していただきます。発熱等の事情で入浴できない場合は、清拭等で対応をいたします。



【起床・消灯時間】

起床時間 6時 消灯時間 21時

【介護】

施設サービス計画に沿って以下の介護を行います。

食事・着替え・排泄・入浴・離床・洗面・
体位交換等の介助・シーツ交換・寝具の消毒
移動の付き添い等



【洗濯】

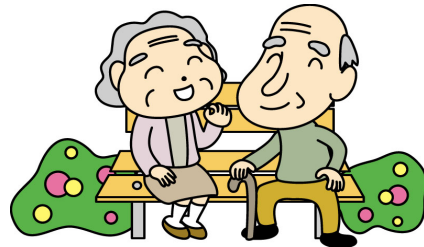
原則として衣類の洗濯はホームで行います。縮みやすい素材、破損しやすい衣類などは、クリーニングのご利用をお願いすることがあります。

【機能訓練】

1 階の機能訓練室または居室にて、身体状況に合わせた機能訓練を行います。

【クラブ活動】

書道、生花、作業、朗読等の趣味に応じたクラブ活動に参加していただくことができます。



【行事】

お花見、運動会、長寿を祝う会、秋桜祭、初詣、観梅、節分等、季節行事をお楽しみいただくことができます。また毎月の誕生会は、各フロアでお祝いし、散歩、映写会、アトラクション等のメニューを月ごとに実施しています。利用者の皆様との「話し合いの広場」（フロア毎隔月に実施）や対話の機会を通じて日常生活上のご希望やご意見をいただいております。

【売店】

敷地内に売店があります。

【理美容】

1 ヶ月に2回（フロア毎）火曜日に理美容師が来所しますので、カット、パーマ、ヘアカラー等ご希望の方はご利用いただけます。

【ホーム喫茶】

月1回を目安に喫茶店を開店しています。午後のひとときを語らいの場としてもご利用ください。

6. 利用料金について

毎月の利用料は、介護報酬の自己負担分（介護保険負担割合証に記載の負担割合により、1割～3割となります）食費、居住費、施設で独自に設定する利用料の4種類から構成されます。当ホームに入所される方の自己負担額は以下の通りです。

【自己負担1割の方のご利用料金について】（月額を記載 1ヶ月を31日とした場合）

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護報酬 自己負担額(1割)	個室		¥24,423	¥27,012	¥29,712	¥32,301	¥34,853
	多床室		¥24,423	¥27,012	¥29,712	¥32,301	¥34,853
2 食費に係る 自己負担額 (保険外)	第1段階	¥9,300					
	第2段階	¥12,090					
	第3段階 ①	¥20,150					
	第3段階 ②	¥42,160					
	上記以外の方	¥52,700					
3 居住費に係る 自己負担額 (保険外)	第1段階	個室	¥11,780	/	多床室	¥0	
	第2段階	個室	¥14,880	/	多床室	¥13,330	
	第3段階	個室	¥27,280	/	多床室	¥13,330	
	上記以外の方	個室	¥38,161	/	多床室	¥28,365	
多床室 利用の方	自己負担合計 (1+2+3)	第1段階	¥33,723	¥36,312	¥39,012	¥41,601	¥44,153
		第2段階	¥49,843	¥52,432	¥55,132	¥57,721	¥60,273
		第3段階 ①	¥57,903	¥60,492	¥63,192	¥65,781	¥68,333
		第3段階 ②	¥79,913	¥82,502	¥85,202	¥87,791	¥90,343
		上記以外の方	¥105,488	¥108,077	¥110,777	¥113,366	¥115,918
個室 利用の方	自己負担合計 (1+2+3)	第1段階	¥45,503	¥48,092	¥50,792	¥53,381	¥55,933
		第2段階	¥51,393	¥53,982	¥56,682	¥59,271	¥61,823
		第3段階 ①	¥71,853	¥74,442	¥77,142	¥79,731	¥82,283
		第3段階 ②	¥93,863	¥96,452	¥99,152	¥101,741	¥104,293
		上記以外の方	¥115,284	¥117,873	¥120,573	¥123,162	¥125,714

※記載の合計金額に、「個別機能訓練加算、科学的介護推進体制加算、精神科医療養指導加算、看護体制加算（Ⅰ）

口、日常生活継続支援加算、夜職員配置加算（Ⅰ）口、介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」は含まれております。その他の加算も規定により追加となる場合があります。

【加算報酬額について】

項目		利用料金	
○	個別機能訓練加算	1日につき	¥ 13～22
○	精神科医療養指導加算	1日につき	¥ 6
○	初期加算	入所日から30日以内の期間 入院後の再入所も同様 1日につき	¥ 33
	退所前連携加算	1人につき1回を限度	¥ 536
	退所前訪問相談援助加算	入所中1回（又は2回）を限度	¥ 494
	退所後訪問相談援助加算	退所後1回を限度	¥ 494
	退所時相談援助加算	1人につき1回を限度	¥ 429
	栄養ケアマネジメント強化加算	1日につき	¥ 12
	経口維持加算	1月につき	¥ 429
○	安全対策体制加算	入所時1回に限り	¥ 22
○	科学的介護推進体制加算	1月につき	¥ 43～54
	ADL維持等加算	1月につき	¥ 33～65
	褥瘡ケアマネジメント加算	1月につき	¥ 4～14
	排泄支援加算	1月につき	¥ 11～22
	認知症専門ケア加算	1日につき	¥ 4～5
	自立支援促進加算	1月につき	¥ 322
	生活機能向上連携加算	1月につき	¥ 108～215
	口腔衛生管理加算	1月につき	¥ 97～118
○	外泊時費用	入院した場合、外泊を認めた場合 1月に6日を限度、1日につき	¥ 264
○	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づいた 治療食が提供された場合 1日3回を限度、1回につき	¥ 7
○	看護体制加算（Ⅰ）口	1日につき	¥ 5
○	日常生活継続支援加算	1日につき	¥ 39
○	夜勤職員配置加算（Ⅰ）口	1日につき	¥ 14
	看取り介護加算	※看取りに係る経過期間による	¥ 78～1,373
	サービス提供体制強化加算 ※日常生活継続支援加算を算定しない場合	1日につき	¥ 7～26
○	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1日につき	¥ 231～330

【その他、自己負担額について】

理美容費（カット 1,800 円その他パーマ、ヘアカラー）、医療費、薬剤費などは、1 ヶ月毎の立て替え払いとなりますので、ご利用料と併せてお支払いください。

注：なしを選択される場合は日用品をご家族様等がすべてご用意いただくこととなります。

7. 利用料のお支払方法

（１）郵便局の総合通帳からの引落

自動払込利用申込書に必要事項を記入し郵便局へご提出ください。事務手続きに 3 週間程必要となります。引落日は利用月の翌月末となります。

（２）振込によるお支払方法 ※振込手数料はご家族の方のご負担となります。 お振込み先

みずほ銀行府中支店	普通預金口座
口座番号	505694
口座名	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘延寿ホーム
理事長	いわした 岩下 さとる 寛

（３）現金によるお支払

面会時に現金にてお支払ください。ホーム事務所にて受付けております。

8. 入所時にご持参していただくもの

【手続きに要する物】

- ①入所契約書、重要事項説明書
- ②転出証明書（他市からご入所の場合）
- ③医療保険被保険者証（後期高齢者医療被保険者証等）
- ④医療受給者証等（交付を受けている場合）
- ⑤介護保険被保険者証
- ⑥介護保険負担限度額認定証（交付を受けている場合）
- ⑦介護保険負担割合証
- ⑧身体障害者手帳、精神障害者手帳（交付を受けている場合）
- ⑨診察券（協力医療機関へ受診歴がある場合）
- ⑩生活歴、個人情報に係る同意書
- ⑪緊急時の対応に関する意向確認書
- ⑫印鑑（入所手続きに使用する場合があります）
- ⑬お薬 1週間分
- ⑭診療情報提供書、看護サマリー（病院や他施設からの入所の場合）

【日用品】

室内履き（リハビリシューズ）、爪きり、ブラシ、バスタオル（２枚）、フェイスタオル（３０cm×８０cmくらいのもので１０枚）

※日用品費お申込みでない方、特定の製品をご希望の方は、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパーもご用意ください。

【衣料品】

- ・室内着（１０組）

※長袖で伸縮性のある素材のものをご用意ください。

※大型洗濯機、乾燥機を使用しますので、

装飾があるもの、ウール素材は避けてください。

- ・下着、靴下（１０組）
- ・外出着（１～２枚）
- ・前開きのパジャマ（３組）



【上記以外で、緊急で入院する場合に必要な物品】
バスタオル２枚・フェイスタオル５枚※別袋に「緊急入院用」と記載して、ご持参ください

※全てのお持ち物に、ご記名ください。

（濃い色の衣類には名札を縫いつける等お願いします。）

※衣類は洗濯可能な素材のものをご用意ください。



【延寿について】

昔、官人が衆生済度を志し、出家を願い出たところ、ときの帝は、これを嘉して延寿の名を賜った話（後に知覚禅師となる）。また大和の橿原神宮では元旦に延寿祭を催し、参拝高令者に延寿盃を頒布し、あるいは、古く朝廷において老人保護のため延寿堂を設けたなど、延寿とは長命に加えて昔の社会福祉にも用いられたと考えられるものです。このようなことから、法人名の桜ヶ丘を冠して延寿ホームとしたものです。

【桜ヶ丘社会事業協会の沿革】

昭和 6 年 4 月	財団法人 東京方面事業後援会設立
昭和15年11月	桜ヶ丘保養院開設（現桜ヶ丘記念病院）
昭和27年 5 月	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会に組織変更
昭和50年10月	特別養護老人ホーム 桜ヶ丘延寿ホーム開設
昭和61年 4 月	多摩市デイホームさくらが丘開設
平成 7 年 4 月	多摩市さくらが丘在宅サービスセンター開設
平成14年 1 月	桜ヶ丘延寿ホーム全改築
平成26年 4 月	サービス付き高齢者向け住宅 カーサさくらが丘開設

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

桜ヶ丘延寿ホーム

〒206-0021 東京都多摩市連光寺1-1-TEL 042-373-4768
FAX 042-373-2200

